

## 海水浴場水質調査分析委託業務仕様書

甲 和歌山市

乙 \_\_\_\_\_

- 1 試料採取は、原則として海水浴場開設前2日（1日2回採取）、海水浴場開設中2日（1日2回採取）の合計4日とする。なお、n-ヘキサン抽出物質（油分等）については、開設前1日（2回採取）、開設中1日（2回採取）の合計2日、腸管出血性大腸菌O-157については、開設前1日（1回採取）、開設中1日（1回採取）の合計2日とする。ただし、分析結果について疑問が生ずることがあった場合、甲は再度調査を依頼することができる。
  - 2 採取地点、測定項目及び試料数、各項目の測定方法等の事業内容は、別紙1に示すとおりとする。
  - 3 調査に係る試料の採取は、乙が行うものとする。  
なお、試料採取方法は、別紙2「水浴場水質等調査について」に示すとおりとする。
  - 4 試料採取地点、採取日等については、甲が指示する。
  - 5 試料採取時を含む委託業務従事中の事故等については、乙の責任において処理解決すること。
  - 6 試料採取容器、器具、駐車場料金等は、乙の負担とする。
  - 7 水浴場水質判定基準で「可」又は「不適」となった結果については、分析が完了次第、速やかに甲に報告すること。
  - 8 調査結果報告書については、開設前及び開設中の各調査終了後、甲に提出するものとする。  
いずれも最終試料採取日から14日以内に計量証明書、試料採取時の写真及び甲の指定する分析結果集計表（Excel様式）を添付すること。
  - 9 必要に応じて、クロスチェックを実施するものとするが、その費用は、乙の負担とする。
  - 10 開設中調査結果報告時には年報及び委託業務完了報告書を併せて提出するものとし、甲の確認を受けた後、この委託業務が完了されたものとする。
- 1 1 乙は計量証明事業者の登録を受けていることとし、環境計量士の資格を有する者を配置すること。また、配置する環境計量士の資格証の写し等を必要に応じ提出すること。
  - 1 2 試料採取及び測定については作業方法を熟知した者が行うこと。
  - 1 3 入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。  
質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より 5 日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の 17 時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 採取地点

海水浴場名	採取地点数
加太	2地点
磯の浦	2地点
片男波	2地点
浜の宮	2地点
浪早	1地点

※採取は2班(各2名)で行う。

## 測定項目及び試料数

測定項目	海水浴場				計	
	地点	×	回数	×	日数	
ふん便性大腸菌群数	9	×	2	×	4	72
COD	9	×	2	×	4	72
透明度	9	×	2	×	4	72
腸管出血性大腸菌O-157	9	×	1	×	2	18
pH	9	×	2	×	4	72
SS	9	×	2	×	4	72
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	9	×	2	×	2	36
合 計					414	

## 測定方法

測定項目	測定方法	有効数字 桁	小数点以下 桁数	報告下限 値 (mg/l)*1
ふん便性大腸菌群数	別添1付表1第1	2	0	2
COD	日本産業規格K0102-1(以下「規格」という)	2	1	0.5
透明度	別添1付表2	2	1	0
腸管出血性大腸菌O-157	別添2	定性試験		
pH	規格12	—	1	—
SS	昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という)付表8	2	0	1
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	規格22.5	2	1	0.5

\*1 ふん便性大腸菌群数については(個/100ml)、透明度については(m)。

## 水浴場水質等調査について

### 1. 報告対象水浴場等

水質測定を実施した水浴場を対象とする。

### 2. 調査時期等

原則として、水浴場に係る開設前の調査については、毎年度4月から5月の間、開設中の調査については7月から8月の間に行なったものを報告すること。

なお、調査は降雨時を避けて行なうことが適当である。

### 3. 調査回数

2日以上、1日2回(午前及び午後)、測定すること。

### 4. 調査地点

水深がおおむね1~1.5mの地点において汀線に沿って500mごとに1点ずつ設定すること。

### 5. 採水方法

各地点の表層(0.5m程度)で行なうこと。

### 6. 測定項目、測定方法及び測定結果の評価方法

(1) 評価項目 別添1のとおり。

(2) 参考項目 pH、気温、水温、O-157

O-157の検査方法は別添2のとおり。

### 7. 数値の取扱いについて

別添3「測定結果の数値の取扱いについて」を参考すること。

## 水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
  - ・各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
  - ・各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
  - ・各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
  - ・これら以外のものを「水質 C」とする。

項目区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不 檢 出 (検出下限 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A 100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質 B 400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質 C 1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適	1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満*
測定方法	付表1の第1に定める方法	目視による観察	日本産業規格 K0102-1 の 17.2 に定める方法	付表2に定める方法

(注)判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(\*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質 C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

## 付表1. ふん便性大腸菌群数の測定方法

### 第1 メンブランフィルター法(M-FC法)

#### 1. 器具

- (1) メンブランフィルターろ過装置  
ファンネル及びフィルターホルダーは、オートクレーブで滅菌する。  
ただし、滅菌効果をあらかじめ確認した条件下でUV照射による滅菌を行ってもよい。
- (2) メンブランフィルター  
直径47mmの円形、孔径 $0.45\mu\text{m}$ のもので、滅菌済みのものを使用する。
- (3) ペトリ皿  
ふたと身が密着できて滅菌済みのものを使用すること。
- (4) 恒温装置(恒温水槽)  
 $44.5^{\circ}\text{C} \pm 0.2^{\circ}\text{C}$ に調節できるもの。
- (5) 拡大鏡  
2倍程度の拡大倍率をもつもの。  
備考:恒温装置は(4)と同程度の温度調節が可能であれば、恒温水槽でなくてもよい。

#### 2. 培地等

##### (1) M-FC 寒天培地

###### ① 組成

特殊混合ペプトン(注1)	10.0g
獣肉一パパイン消化ペプトン(注2)	5.0g
酵母エキス	3.0g
塩化ナトリウム	5.0g
乳糖	12.5g
胆汁酸塩(注3)	1.5g
アニリンブルー	0.1g
寒天	15g
蒸留水	1,000mL

(注1) リトリトース又はピオセートに相当する混合ペプトン

(注2) プロテオーゼペプトンNo.3又はそれに相当するペプトン

(注3) 特異的に阻止能力を有するように調整され規格化されたもの  
(胆汁酸塩No.3又は胆汁酸塩混合物)

###### ② 調製

- (a) 培地は加熱して寒天を完全に溶解した後、直ちに $60^{\circ}\text{C}$ 前後に冷却する。  
(30分以上の加熱及びオートクレーブによる滅菌は避ける。)
- (b) 最終のpHは7.3~7.5であること。
- (c) 培地の保存は $2\sim10^{\circ}\text{C}$ で行うが、調製後96時間以上経過したものは用いないこと。  
備考:培地は、乾燥培地又は寒天を含まない市販培地に寒天を加えたものを用いてよい。

##### (2) 平板調製

M-FC 寒天培地を厚さが約5mmになるようにペトリ皿中に分注して寒天を凝固させる。

### (3) 滅菌ペプトン液

- ① カゼイン製ペプトン 1g を水 1,000mL に加えて溶かす。(注 4、注 5)
- ② オートクレーブ(約 120°C、20 分間)で滅菌する。  
(注 4) 沈澱物が生じている場合はろ紙を用いてろ過しておく。  
(注 5) 最終的に pH が中性付近になるように調整する。

## 3. 試験操作

### (1) ろ過

- ① フィルターホルダーを吸引びんに取り付けたのち、滅菌済みピンセットを用いて(注 6)メンブランフィルターをフィルターホルダー上に置き、ファンネルをつけて固定する。
- ② 試料の適量(注 7)を滅菌試験管 50mL にとり、滅菌ペプトン液を加えて約 50mL(注 8)としたのちファンネル内に注いで吸引ろ過する。(注 9)
- ③ ろ過したのち滅菌ペプトン液(1 回に約 30mL)を用いてファンネルの内壁を 2~3 回洗浄、吸引ろ過する。(注 10)  
(注 6) ピンセットで強くはさむとフィルターが破れことがある。  
(注 7) 培養後に適当なコロニー数の平板が得られるよう試料を数段階希釈でとる。  
(注 8) 試料を 50mL とした場合は希釈する必要はない。  
(注 9) 試料が濁っている場合は、プレフィルターでろ過しておく。  
(注 10) ろ過洗浄後のフィルター上に洗浄水が残ると培地上に流れで失敗することがある。

### (2) 培養

- ① 試料をろ過したメンブランフィルターをM-FC寒天平板上に気泡ができないように密着させる。(注 11)
- ② ペトリ皿はふたを閉め、さらに二重の密封用の袋に入れて密封する。(注 12)
- ③ 44.5°C±0.2°C に調節した恒温水槽にペトリ皿を倒置した状態で沈め、24±1 時間培養する。  
(注 11) フィルターを培地に密着させる際、気泡が生じてフィルターと培地が完全に密着しないことがある。  
(注 12) 恒温水槽中でペトリ皿が浮上することがないよう密封用の袋の空気をできるだけ追い出してから密封すること。

## 4. 菌数の計算

培養後、拡大鏡を用いてメンブランフィルター上に発生した青色で光沢をもったコロニーを数え(注 13)、次式から菌数を算出する。

$$a = \frac{m}{V} \times 100$$

a : 試料100mL中のふん便性大腸菌群数

m : フィルター上のコロニー数

V : ろ過に用いた試料の量 (mL)

なお、フィルター上のコロニー数は 10~30 個になるよう希釈調整することが最も望ましい。フィルター上のコロニー数が、多すぎると計数が困難であるばかりでなく、コロニー色調が不明確となりやすい。

(注 13) コロニーの色調は太陽光と電球光で異なることがあるので一定条件下で観察すること。

## 付表2. 透明度

### 1. 器具

原則として直径 30cm の白色円板(透明度板、セッキー円板)を用いる。白色の色調の差は透明度にそれほど影響しないが、円板の反射能は透明度に微妙に影響するので、表面が汚れたときは磨くか塗り直しをする。

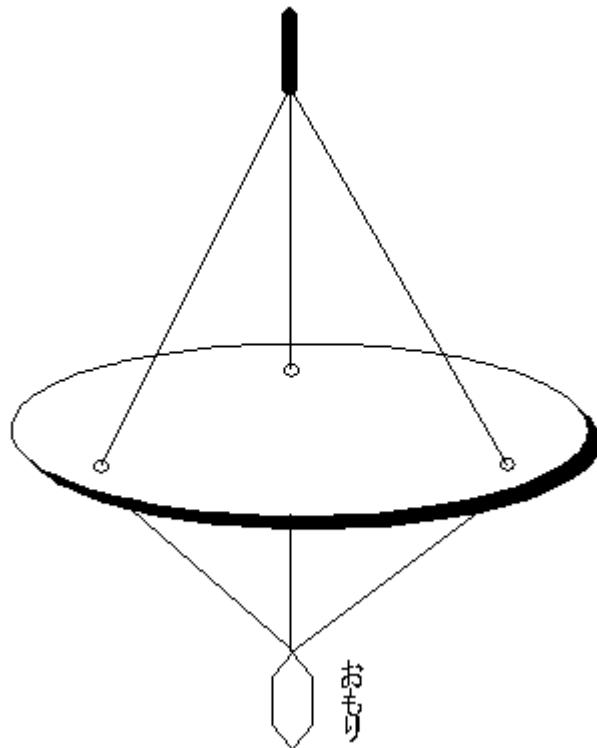


図 白色円板(径 30cm)

### 2. 測定

直射日光を避けながら舟の陰等で測定するように心がける。白色円板を静かに水中に沈めて見えなくなる深さと、次にこれをゆっくり引き上げていって見え始めた深さとを反復して確かめて平均し、測定結果をメートル(m)で表示する。

錘(おもり)は、通常 2kg 程度であるが、流れがあつてロープが斜めになるような場合には、錘を重くする等してロープが垂直になるようにする。

## 腸管出血性大腸菌 O157 の検査方法について

腸管出血性大腸菌 O157 の検査方法については、「腸管出血性大腸菌 O26、O103、O111、O121、O145 及び O157 の検査法について」(平成 26 年 11 月 20 日食安監発 1120 第1号、各都道府県・各保健所設置市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)にて示された方法を参考に O157 の検出に適した方法による。

## 測定結果の数値の取り扱いについて

### 1. 水浴場水質判定基準に掲げる項目

別添 1「水浴場水質判定基準」の項目の欄に掲げる項目(以下「評価項目」という。)については、次の方法により、測定結果の数値を取り扱い願います。

#### (1) 報告下限値

以下の項目についての報告は、各項目右欄に掲げる値(以下「報告下限値」という。)を下限とします。

項目	報告下限値
ふん便性大腸菌群数	2 個/100mL
COD	0.5mg/L

#### (2) 検体値

報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」(記載例「<0.5」)とします。

検体値については、有効数字を2桁までとし、3桁目以下を切り捨てます。また、報告下限値の桁より下の桁については、切り捨ててください。

#### (3) 平均値の計算方法

水浴場水質(評価項目)は、測定地点における日間平均値を算出し、これらを平均して期間平均値を算出します。また、1水浴場において複数の調査地点がある場合は、各地点の期間平均値を算出し、これらを平均した数値を、水浴場の平均値とします。

平均値は、有効数字を2桁までとし、3桁目以下を四捨五入します。さらに報告下限値の桁より下の桁が残る場合は、その桁を四捨五入して、報告下限値の桁に合わせます。

なお、水浴場水質(評価項目)の平均値を算出するに当たっては、日間平均値の算出、期間平均値の算出、各地点の期間平均値の算出ごとに有効数字桁数の処理は行わず、最終段階にて、処理を行います(いわゆる、連動計算の考え方です)。

なお、平均値算出に当たっての報告下限値未満のデータの取り扱い方は、次に従ってください。

##### ① ふん便性大腸菌群数

報告下限値未満(<2 個/100mL)については、0として取り扱います。

なお、平均し、報告下限の桁(整数)にした場合に、「0」または「1」であれば、<2 個/100mLとして扱い、「2」以上であれば、その数値を平均値とします。

(例) 午前:<2 個/100mL 午後:3 個/100mL

日間平均値  $(0+3)/2=1.5 \rightarrow$  報告下限の桁にして 2 個／100mL

##### ② COD

全て報告下限値未満(<0.5mg/L)の場合に限り、平均値は<0.5mg/Lとなります。

報告下限値未満と有意な値がある場合は、報告下限値未満のデータを0.5mg/Lとして算出してください。

(例) 午前:<0.5mg/L 午後:0.7mg/L

日間平均値  $(0.5+0.7)/2=0.6mg/L$

##### ③ 透明度

全て>1m(または全透)の場合に限り、平均値は>1m(または全透)となります。

>1m(または全透)と有意な値がある場合は、水深1m以上の測定地点にあっては、>1m(または全透)を1mとして算出してください。

(例) 5/26 >1m 6/5 0.8m

期間平均値  $(1+0.8)/2=0.9\text{m}$

なお、このとき、測定地点の水深が 1m に満たない場合にあっては、全透を水深(例 0.7m)として算出してください。

## 2. その他の項目

その他の項目については、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型指定及び水質汚濁防止法等に基づく常時監視等の処理基準について（平成 13 年 5 月 31 日付け環水企第 92 号水環境部長通知、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日環水大水発第 2110073 号、環水大土発第 2110073 号）」に定められた数値の取扱い方法をご参照ください。

## 業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、  
次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 甲は海水浴場水質調査分析委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受けたものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和8年8月31日までとする。

### （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

### （委託金）

第4条 委託金の額は、\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税に相当する額\_\_\_\_\_円を含む。）とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

### （業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損額を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、その都度、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 甲は、前項の確認の結果、乙が仕様書に従って委託業務を履行していないと認められる場合は、第2条の契約期間内に、乙に完全な履行を求めることができる。この場合において、乙はその履行を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。
- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第8

- 9条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

- 第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。
- 2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

- 第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

- 第19条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

- 第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

- 第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人

情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地

和歌山市

和歌山市長 尾花正啓

乙 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

（2）個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

（3）その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出しえはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守せなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守し

なければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。